

## 島本町教育委員会 会議録（令和3年第9回 定例会）

日 時	令和3年8月20日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時30分
場 所	島本町役場地階 第五会議室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、森田美佐教育委員 西尾一実教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事 （教育推進課）山田敏博課長、森悠介参事 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）
委員及び事務局職員	
欠 席 者	なし
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第27号議案 島本町スポーツ推進委員の委嘱について 第28号議案 動産の買入れについて 第29号議案 令和4年度使用小学校教科用図書の採択について 第30号議案 令和4年度使用中学校教科用図書の採択について 第31号議案 令和2年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について 第32号議案 令和3年度教育費補正予算（案）について 第33号議案 令和3年度教育委員会表彰に係る審査について
議 決 事 項	第27号議案、第28号議案、第29号議案、第30号議案、第31号議案、 第32号議案、第33号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

本日、出席者は5名です。

定数を満たしておりますので、令和3年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、第27号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育子ども部次長

それでは、第27号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

スポーツ推進委員は、「本町のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」、「スポーツの実技の指導」、「スポーツに関する指導及び助言」、「スポーツに関する普及啓発」等幅広く活動を行っていただいております。

今回、新たに2名の方の委嘱を求めるものでございます。

資料P2を御覧ください。

今回、新たに委嘱をお願いする方は、9番の柏 風音(かしわ なみね)氏と10番の津山 沙江里(つやま さえり)氏でございます。いずれの方も、スポーツの普及活動等に熱意を持った方であることから推薦するものでございます。

任期は、令和3年9月1日から令和4年3月31日までとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

島本町スポーツ推進委員会の活動状況についてお伺いします。町民スポーツ祭等、スポーツに関係する行事等が中止になっておりますけ

れども、スポーツ推進委員の活動はできているのでしょうか。

教育子ども部次長

委員御指摘のとおり、昨年からコロナの関係で表立った活動はできていない状態ではございますが、今年度に入りましては、毎月の定例会として集まっていただいて、啓発活動等について御審議をいただいたり、今後どうしていくか等の話し合いは続けていただいております。それから、ニュースポーツ体験教室について、コロナの影響を受けない教室については、毎月第3日曜日に行っている状況でございます。町民スポーツ祭にも参画をしていただいているのですが、今年度につきましては、こちらもコロナの関係もあって、実行委員会から中止ということをお伺いしておりますので、今回参加はできないということになっております。今後、夜間ウォーキングであったり、3月のスポーツレクリエーション祭等があるんですけども、これは、コロナの関係を見ながら、開催できるようであれば参画をしていただくということになると思います。また、各学校の方で、スポーツの啓発活動等のイベントに参加してほしいとの御要望があれば、スポーツ推進委員さんに参加していただいているという状況でございます。

教育長

ほかにございませんか。

教育委員

タイミング的にパラリンピックが開かれる時期ですが、推進委員の方々の業務内容としてアダプテッドスポーツ（健常者と身障者への導入スポーツ、身体障がい者のスポーツ）はカウントされているのでしょうか。

教育子ども部次長

障がい者スポーツにつきましては、福祉推進課で対応させていただいております。今回のスポーツ推進委員につきましては、ニュースポーツの啓発活動を主に行っているという状況でございます。

教育長

ほかにございませんか。

教育委員

9番と10番の方ですが、推進委員は、本人の強い希望と伺いましたが、それ以外の決め手はあったのでしょうか。

教育子ども部次長

スポーツ推進委員の定員としては15名ございますが、今現在のところ8名ということで、今回新たに町の広報であったり、ホームページで公募をかけさせていただきました。推進委員の方からの御推薦を頂いたりもあるんですけど、基本的には今回公募という形で、お二方が

御応募していただきました。お二方とも今回志望の理由として、知り合いの方が推進委員をされているのもあるんですが、以前にイベントに参加してすごく楽しかったので、自分自身も委員として頑張っていきたいという思いを持っていただいておりますし、地域活動に貢献したい等、かなり高い意識を持っておられます。事務局でも面接をさせていただいて、今後、島本町のスポーツの普及に十分担っていただけると確認いたしましたので、今回御推薦させていただいているという状況でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

委員から御質問いただいた障がい者用スポーツについてですが、障がい者理解ということで、パラリンピックの競技の内容を調べて様々な種類の障がい者用のスポーツを紹介し合ったり、実際体育で競技をしたり、人権教育と関与して行っております。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第28号議案「動産の買入れについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第28号議案「動産の買入れについて」、御説明申し上げます。

このたびの物品売買契約につきましては、その予定価格が700万円以上であり、議会の議決に付すべき教育事務関係の案件でございますことから、あらかじめ、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、資料の4ページを御覧ください。

契約の概要についてでございますが、購入物品は町立小・中学校で使用するタブレット端末、買入れ金額は税込7,760,610円、買入れ先は株式会社内田洋行大阪支店でございます。

続いて、資料の5ページをお開きください。

まず、動産の内容については、タブレット端末が117台、そして、付随のソフトウェアでございます。なお、端末のうち、90台が児童・生徒用、27台が中学校の教員用でございます。

次に、買入れ金額については、先ほど述べたとおりでございます。

最後に、契約の方法については、当初、指名競争入札を実施するため、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から、取扱いが可能な業者6者を指名しましたが、最終的に、そのうち1者による入札となったため、入札不調となりました。その後、当該入札に参加した1者に応札の意思が確認されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、令和3年8月16日に仮契約を締結しました。なお、この物品売買契約につきましては、議会での議決を経ることにより、その議決日をもって本契約となる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

児童・生徒用タブレットが90台と中学校の教員用が27台ということですが、児童・生徒用の内訳と、今どれくらいタブレットが充足しているかどうかをお知らせいただきたいです。

教育総務課長

今回児童・生徒用として購入する端末90台の内訳でございますが、小学校には50台、中学校には40台を割り当てる予定といたしております。なお、現在における端末の充足状況でございますが、昨年度、GIGAスクール構想に基づきまして、1人1台の端末整備を行いました。これによりまして、本町も、今年度当初におきましては、児童・生徒に1人1台ずつ割り当てる状況となっております。ですので、今

現在につきましては満たしている状況でございます。ただ、本町につきましては、児童・生徒が増加傾向でございますから、今年度以降の転入等による予備機を購入させていただくものでございます。

教育長

ほかにございませんか。

教育委員

株式会社内田洋行が不調で、それ以外が入札辞退となっておりますが、その違いを教えてくださいということと、こちら第1回の入札ですが、本来競争であれば、1回目が不調として終わってしまった場合に次にもう一回かけたりするのかなと思うんですが、予定価格というのがそもそもあって、それに株式会社内田洋行の方が合わせてきてOKになったのか、町が株式会社内田洋行にすり寄って金額を調整したのか、その辺りのところを含めて教えてくださいと思います。

教育総務課長

不調と入札辞退の意味でございますが、今回、指名競争入札という形で実施しようとしたしました。指名をさせていただいたのですが、株式会社内田洋行以外の2者につきましては、それぞれ事情によりまして、指名を受けましたものの、最終的に入札には応じないということで、事前に辞退された形となります。株式会社内田洋行につきましては、入札に来ていただいたのですが、1者のみでございましたので、競争入札としては不成立という形になり、結果といたしまして入札不調ということになった、ということでございます。

委員御指摘のとおり、競争入札でございますので、複数業者による競争入札が成り立つまで継続して入札を繰り返すという方法も考えられますが、複数回行うことによる業務への影響等も考えられます。このため、入札不調になった場合は、応札された1者につきましては、入札変更が適正でございましたらその1者と随意契約できるという、法律上の規定がございますので、今回そのように随意契約をさせていただいたものでございます。

今回の契約金額につきましては、予定価格以下であることは当然の条件でございます。こちらの金額につきましては、もともとは業者の方で試算されて投じられた額ですが、町といたしましては、できる限り低価格で済むに越したことはございませぬので、こちらとしても調整等しまして、最終的に、業者としてこの額でしたらいけるという額が

今回の契約金額であると御理解いただけたらと思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第29号議案「令和4年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第29号議案「令和4年度使用小学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

小学校の教科用図書につきましては、令和元年度に採択が行われ、採択結果に基づき、令和2年度から新しい教科用図書が使用されております。

来年度の令和4年度に使用する小学校教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間(4年間)、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」に基づき、来年度も今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたしたく、「図書一覧」を掲載しております。

また、学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級の児童が通常使われている教科書を使用できないと認定された場合に使用し、副教材として対応するものです。なお、令和4年度につきましては、現時点で使用する予定の児童がいないことから必要に応じて採択するものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第30号議案「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第30号議案「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

中学校の教科用図書につきましては、令和2年度に採択が行われ、採択結果に基づき、令和3年度から新しい教科用図書が使用されております。

来年度の令和4年度に使用する中学校教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間（4年間）、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」に基づき、来年度も今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたしたく、「図書一覧」を掲載しております。

また、学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級の生徒が通常使われている教科書を使用できないと認定された場合に使用し、副教材として対応するものです。なお、令和4年度につきましては、現時点で使用する予定の生徒がいないことから必要に応じて採択するものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第31号議案「令和2年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第31号議案「令和2年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」、御説明申し上げます。

本報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められておりますことから、行うものでございます。

具体的にどのような形で点検・評価を行うか、また、報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性に委ねられております。本町におきましては、毎年度末に、翌年度の「教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」を定めており、この重点目標の項目ごとに「点検・評価シート」を作成し、具体的な取組状況を点検の上、評価を行っております。

また、点検・評価の実施に当たりましては、「教育に関し学識経験を

有する者の知見」を活用することとなっているため、昨年度に引き続き、学校教育関係については大阪成蹊大学の三村寛一教授から、生涯学習関係については京都ノートルダム女子大学の岩崎れい教授から助言を頂いております。

両名の学識経験者からは、児童・生徒一人一人の個に応じた指導、教職員の働き方改革、コロナ禍での学校教育や図書館における取組の在り方などに関する助言及び指摘を頂きました。

なお、頂いた助言等につきましては、今後の教育・保育施策や目標設定の段階におきまして、現行施策の見直しを含めて検討し、今後の施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

教育委員会による議決を経て作成しました点検・評価結果報告書につきましては、町議会9月定例会議における報告の後、町ホームページを通じて住民の皆様にも公表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

令和2年度に関しましては、いろいろなイベントが中止ということで、町でも文化祭やいろいろな大きい行事がなくなっている中で、子どもたちの体験する場や学ぶ場も少なくなっているのかなと思います。歴史資料館であれば、コンサートやいろいろなものも中止されていて、コロナ禍で開催できないのももちろんですけども、今後、可能であれば、音楽の歴史を用いたシートを作成して、来てくれた子どもたちに、見学はできなくても渡して、それが勉強につながるというような、いろいろなことでちょっとずつ何かアクションがとれるのではないかと考えています。すごく難しい中だとは思いますが、今回、中止というものが目立っていたので、それに代わるような学びの提供を、もちろん考えていただいているとは思いますが、実施の

方をお願いいたします。

教育こども部次長

委員御指摘のとおり、昨年度から大きな行事がなくなって、いろいろな教室も開催できなかつたりとか、住民の皆さんにとっては体験の場を失われた1年だったと思っております。今年度に入りまして、コロナ対策を取りながら、密にならないような形で、各種教室については開催してもいいのではないかと、というような状況もありますので、町としても、できることについては開催させていただいている状況ではございます。ただ、新たにWEBを使った形というの、いろいろ今後は考えていく必要があると思いますので、委員から御提案のありました件につきましても、今後考えていけるかなと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

教育長

各種教室をできる限り開催できたらなということと、こんな状況の中でもできることはあるかなと思います。例えば、図書館のおはなし会等も、間隔を開けることで可能なのかなということを考えていると聞いておりますので、こんな状況だからできないのではなくて、だからこそ楽しんでやろう、というような気持ちに持っていきたいなと思っています。

教育委員

特に支援が必要だと思う対象が、幼稚園以下のお子さんを持つお母さんやその子どもさんで、コロナ禍で家の中で親子2人で引きこもって過ごしている、すごくストレスが溜まっている、というお話を聞くことが多いので、小学生中学生は自分たちで何とかできる部分があると思うんですけれども、低学年や幼稚園の子どもたち、それ以下のお子さんと親御さんに向けての行事や学びの場等を提供いただければと思っています。

教育長

おはなし会でも、小さいお子さんを連れた保護者の方同士の交流、とても楽しくお話されているのを見て、大人同士の場でもあるのかなと思いますし、保護者の精神状態の安定は子どもたちも感じるものなので、御意見承って対応していきたいと思います。

教育委員

書き方のところですが、前年度の指摘を踏まえて、次年度、指示事項を出されていると思うんですが、指摘事項を米印等で分かるようにしておけば、それを踏まえてやっているということが分かる

思うので、書き方に工夫があればいいなと思いました。

教育総務課長

貴重な御意見ありがとうございます。学識経験者から頂いた意見等につきましては、昨年度の目標設定において反映させていただくと申し上げました。どういうところが反映されているのかが一見して分かりづらい部分があったと思いますので、その点につきましては注釈を付ける等して対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育委員

図書館の貸出数で小学生から中学校にかけて極端に減るというか、イコール読書量が減っているということだと思えますけれども、結果的に聞くと、やはり子どもの生活が、読書に充てる時間がなくなってきて、非常に忙しい状況なんだろうなと思えますけれども、時代の流れの中で、ますますそういうことに拍車がかかっていく懸念がありますので、これをどういうふうに解消していくのか、ということを考えていかないといけないと感じました。それから、英語教育推進の中で、島本町の数字を見ると、かなり成果が上がっていると見ることができるんですね。これは、やはり取組の成果かなと思います。推進の中で取り組まれているイングリッシュキャンプや外国人との交流というのがありますけれども、一層、島本町にネイティブの方がどれだけ住んでおられるかわからないんですけれども、そういう方々との交流がかなり行われているのかなと想像できるくらいの成果を上げていると思いました。その中で、新学期が始まると、おそらく学級閉鎖や休校・休業が可能性として考えられるんですけれども、家庭でネットを利用した授業が一体どういうレベルまで考えていかないといけないのか、その内容は様々だと思えますけれども、今後必要かなと感じます。

教育推進課長

まず、1点目の中学校の読書活動についてなんですけれども、中学校へ行くと、確かに、委員御指摘のとおり、1人の貸出回数がガッと下がっております。ただ、中学校においても、読書の時間は、朝、毎日とって、本に触れる機会を設けたり、授業で図書室を活用するよというということで、図書館司書に集まっていただいて、小学校での活用の方法等を交流しつつ、どのような形で子どもたちに図書に触れてさ

せていくか、ということに関して検討を行っているところでありますが、1人にタブレットを1台導入されて、インターネット等を使ってすぐに調べられる環境が生まれてきております。その中で、いかに子どもたちに活字に触れさせて、読書というものを楽しませるか、これがまた更に新しい課題としてできておりますので、その対応方法についても検討してまいりたいと考えております。

2点目の英語に関してですけれども、本町でも、子どもたちを集めて、ALTと一緒に一日過ごすというような形で、イングリッシュキャンプの予定はしておったんですけれども、今年度についてもコロナ禍の中でなかなか実施は難しいというところで、実施には至っておりません。そのような中で、学校ではALTが中学校においてはほぼ毎日、小学校においては週2日ほど学校へ訪れていますので、ALTを活用して、ネイティブの方々と触れ合うという機会を作っておりますし、英語特例校を活用いたしまして、中学校におきましては、週1時間授業時間をプラスしておりますので、そのような結果が数字として表れてきているのかなというふうに考えております。今後のコロナ対応ということで現状を見ていきますと、感染者が非常に多くなってきている現状で、来週から2学期が始まるという部分で、当然休校措置を講じなければならないというような場面も出てくるかと思えます。本町といたしまして、1学期の終わりに家庭用タブレットを持ち帰らして、家庭からタブレットを接続することができるかというようなテストを行っております。また、夏休み中にタブレットを持ち帰って、宿題等で活用してございますので、今後、もし休校が行われたときには、そのようにタブレット等を活用いたしまして、家庭で学校とつないで取り組んでまいろうと考えております。

教育長

読書に関しては、目先の学力だけじゃなくて、将来読む力として使われているところがありますので、中学になったらいろんなことに興味を持つんですけれども、本に親しむ環境があったらいいなと思えます。

教育委員

図書館の実績を拝見しましても、一概に入館の来場者とかで、本の貸出しは実際減っているかもしれないですけれども、本を読んでいる

いとは検討できないんじゃないかと思います。町の図書館にしましては、インターネットとかで貸出予約を取ったりだとか、そういうこともできますので、滞在時間を減らして本の貸出しだけを窓口で行うというようなものを、学校図書もインターネット等を通じて予約が取れたりとか、試し読みで閲覧が可能になるようなシステムが今後できたら、子どもたちの感染も心配されておりますので、図書室に行かなくても本が借りれるという環境を整えることも大切かと思います。

教育推進課長

町立図書館のお話が出ましたけれども、学校の方でも図書館の本をお借りして、期間は1か月になるんですが、子どもたちに町立図書館に入った本を見せるということは行っております。授業等で調べ学習をするときに、この分野の本がたくさんいるというような場合は、町立図書館の方からその分野の本をお借りして、子どもたちにはそれを活用して調べ学習等を行う、というような形で、本の活用を進めているのが現実であります。学校の方は、子どもたちは図書室へ来て本を見て、自分たちの読みたい本を借りるというような現状でございます。予約の方法についても、インターネットを使って、というような形は、学校の中では難しい部分がありますので、予約表というものを書かせて予約をして、返ってきたら子どもたちが見に来るとというのが現状となっております。

教育長

調べ学習等で、かなりの冊数を借りてきて教室に置くというのもやっておりますし、授業構成の中で単元を考えるときに、ある程度指導者の方が予定して、この時期にはたくさん借りたい、というような計画を立てて活用しながら、意識して本を行って読むだけではない授業構成を考えていかないといけないと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第32号議案「令和3年度教育費補正予算（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第32号議案「令和3年度教育費補正予算（案）について」、御説明申し上げます。

本議案における教育予算に係る補正予算は、本年9月3日から開かれる町議会9月定例会議に提出予定のものでございます。

始めに、教育総務課所管分について説明いたします。

資料の68ページをお開きください。

歳入でございます。

節（説明）の欄の、上から順に、公立学校情報機器整備費補助金269万3千円、学校保健特別対策事業費補助金293万8千円及びスクールサポートスタッフ配置事業費補助金213万6千円につきましては、いずれも本年度予算案の作成時点では本年度における補助交付の実施が不明であったもので、予算作成後になってその実施が判明したものに關しまして、それぞれ補助金の交付決定を受けたことに伴い、計上するものでございます。

なお、これらの補助金を特定財源として充当する歳出に關しましては、いずれも当初予算において計上しており、公立学校情報機器整備費補助金については本年度の新規事業であるICT支援業務委託料、学校保健特別対策事業費補助金については昨年度に引き続き実施している平日における学校トイレの清掃業務委託料、そして、スクールサポートスタッフ配置事業費補助金については学校で勤務する校務員の人件費でございます。

教育総務課所管分の説明は、以上でございます。

子育て支援課長

子育て支援課所管分について、御説明させていただきます。

資料の68ページをご覧ください。

歳入でございます。

節（説明）の過年度府支出金（過年度幼稚園費府負担金）につきましては、令和2年度分府負担金の実績確定に伴う追加交付となっております。

資料の69ページを御覧ください。

歳出内訳説明書のうち、目：幼稚園費でございます。

事業名の施設等利用給付事業につきましては、令和2年度分国庫負担金及び府負担金の実績確定に伴う返還金となっております。

子育て支援課所管分の説明は、以上でございます。

教育こども部次長

それでは、生涯学習課所管分につきまして、御説明申し上げます。

69ページの歳出内訳説明書を御覧ください。

目：青少年費 旧キャンプ場撤去事業 工事請負費960万3千円の増額でございます。

本内容は、大沢にあります旧キャンプ場の撤去に伴うもので、今年度中に撤去を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

68ページの教育費、補助金の、教育総務費、補助金スクールサポートスタッフ配置事業ですけれども、今までスクールサポートスタッフの配置がなかったので今回新たに設けるという意味合いでよろしいのでしょうか。この仕事内容というのは、今まであったのでしょうか。

教育総務課長

当該補助金につきましては、新型コロナウイルス対策事業の一環といたしまして、昨年度、府におきまして作られました補助金になります。その趣旨といたしましては、新型コロナウイルス対策を進めるに当たりまして、学校現場の教職員たちに負担がかかってくる状況を踏まえまして、負担を軽減するために、文字どおりそのサポートとなるスタッフを配置するための財源として設けられたものになります。ただ、本町におきましては、以前から学校においては校務員がいて、その校務員が正に補助事業でございますスクールサポートスタッフに当たる仕事内容を行っておりますため、本時点におきましては、この補助金を活用して新たに校務員その他それに準ずる職種の人員を任用するといったことはなく、以前から毎年任用しております校務員に係る人件費の特定財源として活用させていただいているものでございます。なお、学校の校務員につきましては、一般的な業務内容といたしまし

ては、学校と教育委員会でやり取りされる書類の運び役であったり、校舎内の掃除であったり、いろいろな仕事をされている方であります。昨年度以降、特にコロナ関係で消毒作業が新たに加わったりして、本来であれば、それらは教職員らが担う場合が出てくるところを、スクールサポートスタッフであったり、本町であれば校務員の方が担うことによって、教職員の負担軽減につながるということで、補助金が設けられた経緯があるものでございます。

教育委員

校務員として今までやってらっしゃった方をそのままスクールサポートスタッフという形に名称を変えるということでしょうか。それと、校務員ということですから、今までどちらかから人件費が出てたと思うんですが、そこからは出なくなってこちらの補助金の方から出るということでしょうか。

教育総務課長

スクールサポートスタッフという名称につきましては、国によって補助金の名称において用いられているものであり、それに該当する人員の名称につきましては、本町であれば「校務員」というふうと呼称しているところもございますし、今回この補助金の創設を受けて、新たにそういった役割を担う人員を任用するところもあると思います。ただ、本町におきましては、もともと校務員という職種の職員を配置している関係もございますので、今回は、校務員の人件費の一部の財源としてこの補助金を活用させていただいているというものでございます。

教育子ども部長

もともと校務員というものがあって、それについては当初予算で計上させていただいて、今まで町の一般財源で補填をしていたものが、今回補助金でこういう制度ができたので、充てる費用を一般財源から補助金に代えたという内容です。新たに歳出を組んでいるというわけではないということです。もともとの校務員を使う歳出に関しては、当初から予算を組んだ形のままでございます。使うお金の先が変わるため、歳入予算だけ上げさせてもらったということでございます。

教育委員

補助金は、毎年出るものではないですよ。出なくなったら一般財源から引っ張るということでしょうか。

教育総務課長

お見込みのとおりでございます。

教育長

ほかにございませんか。

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。第33号議案につきましては、特定の個人の氏名を取り扱うことから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第33号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第33号議案「令和3年度教育委員会表彰に係る審査について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

[令和2年度教育委員会表彰に係る審査について説明]

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和3年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。